

はじめに

第1 司法試験・予備試験倒産法で問われること

1 倒産実体法

- (1) 主に民法を中心とした権利関係が、倒産法においてどのように扱われるか
ex. 「～の……という権利は、破産法上（民事再生法上）どのように取り扱われるか」
- (2) 法律関係
ex. 「破産管財人（債権者、再生債務者）は、何をすべきか」
「破産管財人は、否認権を行使することができるか」
「破産管財人（債権者、再生債務者）は、誰に対し、どのような請求をすべきか」
「破産管財人（債権者、再生債務者）は、誰かの請求に対し、どのような反論をすることが考えられるか」
「裁判所は、どのような措置をとるべきか」
※破産管財人（破産法）、再生債務者（民事再生法）、裁判所（破産法・民事再生法共通）が、倒産法の主人公であると考えておこう。

2 倒産手続法

- (1) どのような手続が考えられるか
ex. 「破産法上（民事再生法上）とり得る手段について述べなさい」
「～についての手続について述べなさい」
- (2) その手続を利用することができるか（要件充足性）
ex. 「担保権消滅請求は認められるか」

3 破産法と民事再生法の異同

- (1) 破産管財人と再生債務者
→前提知識として問われる
- (2) 破産法と民事再生法の規律の違い
ex. 「破産法と民事再生法の相殺の規律の違いに留意しつつ述べなさい」
- (3) 破産にはあって、民事再生法にはないもの、あるいは、その逆

4 上記1～3を前提とした、重要判例の理解、適切な条文の操作

第2 司法試験・予備試験倒産法のアウトプット

- 1 実体法の権利関係の正確な分析と、倒産法における当該権利の扱われ方の分析
→問題文には、必ず民事実体法上（主に民法）の権利関係が書かれている。そのため、まずは問題文中に記載されている民事実体法上の権利関係を正確に分析する。
- 2 手続の検索
→とにかく条文を引くこと。これに尽きる。
- 3 上記についての重要判例、重要論点の論証
→最終的に、判例百選レベルに掲載されている論証を押さえる必要があり、かつそれで足りる。
- 4 それ以外の論証
→論証として押さえておくべきもの以外の条文の要件、特に抽象的要件の解釈・あてはめが問われる。処理の仕方としては、民法と一緒。

第3 司法試験・予備試験倒産法のインプット

1 条文

- (1) もっともウェイトを置くべき
- (2) 細切れの時間を使って、目次を意識しながら条文を引く
- (3) 規範的要件が出てきたら、常に趣旨を考えてみる
- (4) 手続表を座右に置きながら条文を引く
- (5) 破産法と民事再生法の異同を意識してみる

2 制度・趣旨

- (1) まずは、当該倒産法上の制度がどんな制度なのかをしっかりと確定する。
- (2) なぜその制度が存在するのか（どうして一般民事法の制度だけでは不十分なのか）、その制度趣旨を理解する。

3 判例

- (1) 判例百選に載っているもの
- (2) 論証にしておくべきものについては、論証化しておく
- (3) その他、事案をしっかりと読んでおくこと

4 論証

- (1) 百選ベースで作っておく必要があり、かつ、それで足りる
- (2) 論証の全体における勉強時間のウェイトを確認！

5 民事一般法の勉強

- (1) 民法・商法
- (2) 民事訴訟法
- (3) 民事執行法
- (4) 民事保全法
- (5) 倒産法は、いわば上記(1)~(4)の特別法→0.5科目に過ぎない！

第4 論証化していない部分の論証の作り方の一例

本件では、……という事実がある。そこで、「～～（規範的要件）」に当たるか。

〇〇条の趣旨は（〇〇条が、△△という限定をしている趣旨は）、□□という点にある。※自分で考えることが多い。迷ったら、1条に戻る！

そうだとすれば、「～～（規範的要件）」とは、（諸般の事情を考慮しつつ）□□という趣旨に反しないか否かによって決すべきである。

これを本件についてみると……（ここで使うべき事実を抽象化して、上記諸般の事情の部分や、□□の部分に出せれば出す）。そうだとすれば、□□という趣旨に反しない。

したがって、「～～（規範的要件）」に当たる。